

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人尼崎緑化協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県尼崎市上坂部 2 丁目 1 番 9 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、尼崎市民憲章の精神に基づき、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かであるおいのある町づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民の緑化意識の高揚を図るための普及啓発
- (2) 市民の環境緑化推進のための講習会、研修会、展示会及び催物等の開催
- (3) 都市の環境緑化のための植栽及び樹木の保護育成
- (4) 地方公共団体等からの緑化推進業務の受託
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は基本財産及び運用資産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制度)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事 4 分 3 以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事各1人を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理し、理事長及び副理事長がともに事故があるときはその職務を代行し、理事長及び副理事長がともに欠けたときは、その職務を行う。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は先任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事4分の3以上の同意により解任することができる。

(顧問)

第16条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項について意見を述べ、又は助言することができる。

(評議員)

第17条 この法人に、評議員若干人を置くことができる。

- 2 評議員は、この法人の目的に賛同する者の内から理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事長の諮問に応じ、事業の運営について意見を述べることができる。
- 4 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した評議員の任期は、前任者又は、先任者の残任期間とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、評議員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

#### 第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第21条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

(監事の出席)

第 27 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### 第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 28 条 この寄附行為は、理事会において、理事 4 分の 3 以上の同意を得、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 29 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事 4 分の 3 以上の同意を得、兵庫県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに在する残余財産は、理事会の議決を得、兵庫県知事の許可を得て尼崎市に寄附するものとする。

#### 第 6 章 雑 則

(委 任)

第 30 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条及び第 20 条第 1 号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成 15 年 4 月 18 日から施行する。